インボイス制度対応状況通知書

2023 年 10 月 1 日より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されており、複数税率に対応した消費税の仕入額控除の方法として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、息栖にぎわいテラスとの取引申込みをされる場合は、次の取引申込書（*1）にあわせ、本通知書にもご記入の上あわせてご提出ください。

ご提出いただいた内容により、弊社販売所のＰＯＳシステムに登録させていただくようになります。

（*1）○「取引申込書」の種類

・息栖神社周辺地域振興拠点施設利用許可申請書
・息栖神社周辺地域振興拠点施設「息栖にぎわいテラス」物販スペース商品等出品者登録申込書
・息栖神社周辺地域振興拠点施設「息栖にぎわいテラス」物販スペース商品等出品明細書

株式会社坂東太郎 御中

インボイス対応状況について

インボイス対応状況について次の通りお知らせいたします。

名前（団体名） 事業所名	
ご担当者名	
ご連絡（TEL・Email）	
適格請求書発行事業者 登録番号の取得状況 （該当番号に○印）	① 取 得 済 ▼下記に登録番号をご記入ください
	T